

**電気通信番号規則の細目を定めた件の一部改正に関する意見募集**  
～115番を電報類似サービス受付用にも使用可能とする措置～  
**に寄せられた意見及びそれに対する考え方**

(受付順、敬称略)

| 意見提出者(計2件) |       |
|------------|-------|
|            | 意見提出者 |
| 1          | 個人    |
| 2          | 個人    |

| 整理<br>番号 | 意見概要  | 考え方  |
|----------|---|--|
| 1        | <p>今回の告示改正は、信書便事業者が電報に類似したサービスを電報に比べて安価に提供している実態を踏まえ、その申込み手段の一つとして非常に特徴的な 115 番という電話番号を、電報以外のサービスにも使用できるようにするもので、利用者の視点からは、今後の電報・電報類似サービスの競争が活発になり、サービスの多様性、質の向上が図られるものだと考えられ、告示の改正に賛成します。</p> <p>一方で、同じ 115 番を掛けた時に、その電話サービスを提供する電気通信事業者によって異なる電報・電報類似サービスにつながることもなるので、新たに 115 番を電報類似サービスに接続する電気通信事業者、提携する信書便事業者は、創意工夫により、利用者にとって電報と比べて不利益が生じないようなサービスを提供することが必要と考えます。</p> <p>その観点から、今回の意見募集において、電報に準ずるものとして考慮する事項を基本的な考え方として示したことは、非常に有意義と考えます。</p> <p>今後、この考え方に基づき 115 番を電報類似サービスに使用するとともに、利用者にとって不利益が生じないようにサービスの提供状況を注視し、適切な措置を図って頂くことを一利用者として強く望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>今回の告示改正について賛同されるご意見として承ります。</p> <p>なお、本件告示改正に当たり基本的な方向性の検討を行った「信書の送達サービス受付用への 115 番の使用に関する検討会」(以下、「検討会」という。)の報告書において、行政に対して必要な事後対応を行うことが求められていることも踏まえ、利用者の利便性を確保するため、総務省としても適切な対応を行ってまいります。</p>   |
| 2        | <p>告示改正において、別表第三号(第二条第二号関係)について、「電報受付機能(電報の受付に関する機能をいう)又は電報類似サービス受付機能(提供条件が電報に準ずるものに限る)の受付に関する機能をいう。」とし、電気通信事業者からの 115 番号指定申請を審査する際に、電気通信事業法施行規則第六十五条を援用して審査すればこと足る。</p> <p>これにより、電気通信事業者自らが電報類似事業に参入する場合、特定信書便事業の許可が不要となるのではないかと。</p>  | <p>国内電報は、電気通信事業法上、NTT 東西のみがこれを行うことができるとされ、緊急用のサービス等も含め全国提供が確保されているところです。一方で、信書便法に基づき、特定信書便事業として電報に類似したサービスの提供が始まったことを背景として、このようなサービスへの 115 番の使用の在り方について検討を行ったところです。</p> <p>本件告示改正においては、115 番による受付を認める電報類似サービスについて、通信の秘密を保護することが義務付けられている電報と遜色ないものであるべきとの観点から、信書の秘密を保護することが義務付けられている、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の範囲内とする内容としています。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>また、通信(信書)の秘密について懸念から信書の送達を業とするものに限るのであれば、特定信書便事業者に限定し郵便事業株式会社および郵便局会社を含まないことは、国民の利益に反すると考えるが、なぜ明示的に排除したか。</p>  | <p>検討会において郵便事業株式会社から 115 番の使用意向が示されなかったこと、現在サービス提供されているレタックスが 115 番による受付に馴染むかどうか慎重に判断を行う必要があることを踏まえ、検討会報告書では、115 番による郵便事業株式会社のサービスの受付については、今後、郵便事業株式会社から 115 番使用の意向が示された場合に改めて検討を行うことが望ましいとされたところです。</p> <p>本件告示改正においては、このような検討会報告書の内容を踏まえ、115 番による受付を認める範囲に郵便事業株式会社のサービスを含めない内容としています。</p> <p>今後、郵便事業株式会社のサービスへの 115 番の使用について検討を行う場合には、電報及び電報類似サービスの市場に与える影響を考慮し、115 番の使用状況や電報及び電報類似サービスの提供状況等を踏まえて慎重に進めることが必要と考えます。</p>  |
| <p>また、行政の役割として、電気通信事業法第五条が経過措置で「電報を当分の間電気通信事業」と整理し、かつ独占の状態を約 20 年間も放置し続けている事実に基づいて、直ちに法の見直しを立法府に進言するべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>検討会では、電報に類似したサービスが広がりつつある現状や電報に対する社会的ニーズ等を踏まえつつ、電報や特定信書便に係る制度に踏み込んだ検討も必要に応じて行っていくことが適当であるとの認識が共有されたところです。</p> <p>一方、電気通信分野、信書の送達サービスの分野の双方において、現在、市場の状況を見極めながら将来の制度の枠組みの在り方が検討されているところであり、また他方で、電報及び電報類似サービスは、慶弔用サービスを中心に強い類似性を有しつつも、サービスの歴史や属する制度などに根ざした異なる役割や特徴も依然として有していることにも留意が必要であることも検討会報告書において指摘されています。</p> <p>異なる制度間の全般的な調整を行うには、その時期も含めて慎重な検討を要することが想定されることなどから、本件告示改正では、検討会報告書の内容を踏まえ、サービス間の最も大きな違いの一つである 115 番の使用について、利用者の利便性を確保した上で、電報類似サービス受付用にも認める内容としています。</p> <p>なお、将来、仮に電報の独占について見直しが検討されるなど、電報の法的位置づけなどが変化する場合には、必要に応じて、115 番の使用について改めて検討することも考えられます。</p> |